

○大府市就学援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、大府市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象となる者は、大府市民であって翌年度に小学校若しくは中学校に進学を予定する者（以下「進学予定者」という。）又は大府市立小学校若しくは中学校に在学する児童若しくは生徒（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第9条の規定により区域外就学を承諾された児童又は生徒で、他の市町村から就学援助を受けていない者を含む。）の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮している状況（保護者及び進学予定者、児童又は生徒と同居している者の前年の合計所得金額に10万円を減算した金額の合計額が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に定める生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準に基づき算定した額の合計額に100分の150を乗じて得た額を下回る場合をいう。）にあると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）

ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- (ア) 生活保護法第26条の規定に基づく保護の停止又は廃止
- (イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税
- (ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免
- (エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人事業税の減免
- (オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免
- (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条から第90条の3までの規定に基づく国民年金の保険料の免除
- (キ) 大府市国民健康保険税条例（昭和45年大府市条例第71号）第23条の規定に基づく国民健康保険税の減額
- (ク) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給
- (ケ) 生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日付け厚生省社第398号厚生事務次官通知）の規定に基づく貸付け

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 職業安定所登録日雇労働者である者
- (イ) 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

(ウ) その他教育委員会が就学援助を必要であると認める者

(就学援助費の費目等)

第3条 要保護者及び準要保護者（以下「要保護者等」という。）に対し、次に掲げる費用（以下「就学援助費」という。）を予算の範囲内で支給し、支給額は教育委員会が定める。

(1) 学用品費等

ア 学用品費 児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）の購入費

イ 通学用品費 児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨傘等）の購入費

(2) 校外活動費 児童又は生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科

(3) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に参加した児童又は生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行障害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(4) 新入学児童生徒学用品費 新たに入学する児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、学生服等）の購入費

(5) 医療費 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する経費で、保護者が負担することとなる額

(6) 学校給食費 児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

(7) P T A会費 P T A活動に要する経費として保護者が均一に負担することとなる額

(8) 生徒会費 生徒会費として生徒の保護者が均一に負担することとなる額

2 前項の規定にかかわらず、進学予定者の保護者には前項第4号の費用のみを支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、要保護者には第1項第1号、第4号及び第6号の費用は支給しない。

4 教育委員会は、第1項の規定に基づき支給額を定めた場合は、大府市就学援助費支給計画通知書（第1号様式）により、大府市立小学校及び中学校の校長に通知するものとする。

(就学援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、大府市就学援助費受給申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、教育委員会が定める日までに、教育委員会へ提出しなければならない。

(審査)

第5条 教育委員会は、申請書を受理したときは、3月末日までに審査を終了するものとする。

2 前項の場合において、教育委員会は、必要に応じ大府市民生児童委員又は大府市社会福祉事務所長の意見を求めることができる。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条の規定に基づく審査の結果、相当と認めるときは、就学援助

の対象者として認定するものとする。

- 2 教育委員会は、前項の認定をしたときは、大府市就学援助費の受給認定について（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の場合において、教育委員会は、前項に規定する認定を受けた申請者（以下「認定者」という。）の児童又は生徒が通学する学校の校長に、要保護児童・生徒の認定について（第4号様式）又は準要保護児童・生徒の認定について（第5号様式）を送付するものとする。
- 4 第1項の場合において、認定者の児童又は生徒が居住する地区の民生児童委員及び主任児童委員に、大府市就学援助費受給者の認定について（第6号様式）を送付するものとする。

（就学援助費の支給方法）

第7条 就学援助費は、認定者に対して支給するものとする。ただし、第3条第1項第5号の費用は、医療機関に対して支給する。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、認定者は、認定者の児童又は生徒が通学する学校の校長に就学援助費の受領を委任することができる。
- 3 認定者が死亡した場合において、その死亡者に支払うべき就学援助費で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者の児童又は生徒にその未払の就学援助費を支払うことができる。

（就学援助費の支給時期）

第8条 就学援助費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に支給するものとする。

- (1) 学用品費等 1学期分は7月、2学期分は12月、3学期分は3月
- (2) 校外活動費 校外活動の実施後
- (3) 修学旅行費 修学旅行の実施後
- (4) 新入学児童生徒学用品費 入学前の3月。ただし、3月中に認定を受けた者については、4月又は5月とする。
- (5) 医療費 医療機関から請求があったとき。
- (6) 学校給食費 実施月の翌月。ただし、3月分については3月末までとする。

(7) P T A会費 5月

(8) 生徒会費 5月

（年度途中の認定）

第9条 転入学又は災害等により年度の途中において就学援助を受けようとする保護者については、第4条から第6条の規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「3月末日」とあるのは、「当該申請書を受理した月の末日」と読み替えるものとする。

（届出）

第10条 認定者は、転出、死亡その他の理由により第2条に掲げる基準に該当しなくなった場合、就学援助費受給辞退届（第7号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第11条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、就学援助費の受給の認定を取り消すものとする。

- (1) 前条の届出が提出されたとき。
- (2) 認定者が第2条に掲げる基準に該当しないと、教育委員会が認めたとき。

2 前項の場合において、教育委員会は、就学援助費の受給認定の取消しについて（第8号様式）により、認定者に通知するものとする。

3 第1項の場合において、教育委員会は、取消しを受けた者の児童又は生徒が通学する学校の校長に、要保護児童・生徒の認定の取消しについて（第9号様式）又は準要保護児童・生徒の認定の取消しについて（第10号様式）を送付するものとする。

（返還）

第12条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給した就学援助費の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 認定者が虚偽により就学援助費を受給したとき。
- (2) 遡って認定を取り消したとき。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業等に係る特例措置）

2 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業を実施する期間及び分散登校を実施することにより登校しないこととなる期間における第3条第1項第6号及び同条第3項の規定の適用については、同条第1項第6号中「児童又は生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額」とあるのは「大府市立小学校又は中学校で予定されていた学校給食の日数に応じて、保護者が負担する予定であった額及び昼食費の上乗せ分として教育委員会が定めた額」と、同条第3項中「第1項第1号、第4号及び第6号の費用」とあるのは「第1項第1号及び第4号の費用並びに第6号の費用のうち、保護者が負担する予定であった費用」と読み替えるものとする。

（新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した保護者等に係る令和2年度における特例措置）

3 令和2年度分の就学援助を受けようとする場合に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者又は進学予定者、児童若しくは生徒と同居している者の収入が激減し、家計が急変したと教育委員会が認めた場合における第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「前年の合計所得金額に10万円を減算した金額」とあるのは、「令和2年の合計所得金額見込み」と読み替えるものとする。

（新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した保護者等に係る令和3年度における特例措置）

4 令和3年度分の就学援助を受けようとする場合に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者又は進学予定者、児童若しくは生徒と同居している者の収入が激減し、家計が急変したと教育委員会が認めた場合における第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「前年の合計所得金額」とあるのは、「令和3年の合計所得金額見込み」と読み替えるものとする。

（新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した保護者等に係る令和4年度に

おける特例措置)

- 5 令和4年度分の就学援助を受けようとする場合に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者又は進学予定者、児童若しくは生徒と同居している者の収入が激減し、家計が急変したと教育委員会が認めた場合における第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「前年の合計所得金額」とあるのは、「令和4年の合計所得金額見込み」と読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した保護者等に係る令和5年度における特例措置)

- 6 令和5年度分の就学援助を受けようとする場合に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により、保護者又は進学予定者、児童若しくは生徒と同居している者の収入が激減し、家計が急変したと教育委員会が認めた場合における第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「前年の合計所得金額」とあるのは、「令和5年の合計所得金額見込み」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
(平成28年度における支給時期の特例)
- 2 平成28年度分の就学援助費(第3条第1項第7号及び第8号に係るものに限る。)に係る第8条の規定の適用については、同条第7号及び第8号中「5月」とあるのは、「10月」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
(令和2年度における対象者の特例)
- 2 令和2年度分の就学援助の対象者(改正後の大府市就学援助費支給要綱(以下「新要綱」という。)附則第3項に規定する特例措置を適用する場合を除く。)に係る新要綱第2条の適用については、同条第2号中「合計所得金額に10万円を減算した金額」とあるのは、「合計所得金額」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。